

銀行法に基づく銀行との契約内容の公表（2022年11月17日時点）

2022年11月17日
ファーストトレード株式会社

ファーストトレード株式会社(以下、「当社」といいます。)は、銀行法第2条第17号の「電子決済等代行業」を営む、「電子決済等代行業者」であるところ、銀行法第52条の61の10第3項の定めに従い、銀行その他金融機関との契約内容を以下のとおり公表いたします。

表示の定義

銀行法第52条の61の10第3項において公表が求められる同条第2項の事由につき、本表示では以下のとおり記載いたします。

条項番号	内 容	本表示における記載
銀行法第52条の61の10第2項第1号	電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における、当該損害についての金融機関等と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項	1号表示
銀行法第52条の61の10第2項第2号	当社が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合に金融機関等が行うことができる措置に関する事項	2号表示
銀行法第52条の61の10第2項第3号	当社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて電子決済等代行業を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当社が行う措置並びに当社が当該措置を行わないときに金融機関等が行うことができる措置に関する事項	3号表示

GMO あおぞらネット銀行との契約内容の抜粋

利用者が当社の CiLEL サービス(以下、本サービスといいます。)を利用した場合における、当社と銀行間との契約に基づく公表内容は以下のとおりです。

項目	内容
1号表示	<p>1. API 接続によって当社が提供するサービスに関して、お客さまに損害が生じたときは、当社が、お客さまに生じた損害を賠償または補償します。(利用規約に基づき賠償または補償が不要となる場合を除きます。)</p> <p>2.お客さまに生じた損害が、GMO あおぞらネット銀行の責に帰すべき事由によるものであるときは、当社は、お客さまに賠償または補償した損害を GMO あおぞらネット銀行に求償できます。</p> <p>3.お客さまに生じた損害が、GMO あおぞらネット銀行もしくは当社のいずれの責にも帰さない事由により生じたとき、または GMO あおぞらネット銀行もしくは当社のいずれの責に帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、GMO あおぞらネット銀行と当社は、当該損害に係る負担について誠実に協議を行います。</p>
2号表示	<p>1. 当社は、GMO あおぞらネット銀行が定める「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に従ったセキュリティおよび体制を維持するものとします。</p> <p>2. 当社が、GMO あおぞらネット銀行の定める基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により GMO あおぞらネット銀行が判断する場合、GMO あおぞらネット銀行は、当社に、報告の徴求、立入検査、是正措置の要求、本サービスの利用停止、本契約の解除その他の適切な措置を行うことができます。</p>
3号表示	<p>1. 当社は、電子決済等代行業再委託者と連携するにあたり、事前に GMO あおぞらネット銀行に通知し、承諾を得るものとします。</p> <p>2. GMO あおぞらネット銀行は、再委託者に対し、当社と同等の「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に従ったセキュリティおよび体制を維持する義務を負わせます。</p> <p>3. GMO あおぞらネット銀行は、再委託者が義務を履行しない場合は、当社に再委託者との連携停止を求めることができ、相当期間内に停止しない場合は、GMO あおぞらネット銀行と当社とのシステム連携の停止等の措置をとることができます。</p> <p>4. 当社は、再委託者の義務の不履行および再委託者の提供するサービスを利用する者に生じた損害について、再委託者と連帯して責任を負います。</p> <p>※GMO あおぞらネット銀行所定の接続基準および当社との契約内容は、法令規則等の改正やその他諸般の状況の変化、その他相当の事由が認められる場合、変更する場合がございます。その場合は、GMO あおぞらネット銀行、及び当社ウェブサイトへの掲載により変更できるものとします。</p>